

情報公開代行サービスに関してのこれまでの議論など

2020 年 7 月 27 日 2020 年度第 3 回会合議事録から

議題 4. レジストリ/レジストラによる公開代行サービス事案への対応について

- ・ 前回頭出しがありましたが、改めて説明をお願いします。(井上)
- ・ 内容に関しては、改めて説明しないが、まずは、調べてきたというところであり、今後どのように取り扱って、検討委員会の検討に反映させていくかのご意見を頂きたい。  
(前村)
- ・ gTLD では、ICANN におけるレジストラとプライバシープロキシサービスを独立して見ているが、JP ドメイン名では、そういう機構にはなっていないので、その状況で何か検討の余地があるかどうかを考えることではないか。(前村)
- ・ DRP 検討委員会とはどのような関係か(早川)
- ・ 登録者公開代行サービスにおいて出てきた話(前村)
- ・ JP ドメイン名では、検討委員会で検討する課題として、公開代行サービスについて裁定例でも出てきた中で、ICANN の参考例として調べたということ(林)
- ・ 方向としては、プライバシーのサービスは提供されるべき、一方では、正確な登録者情報が確保されていると言う中で、不正利用とはどういう場合のことか。(山口)
- ・ ポイントは、プライバシープロキシサービスで、登録者の名前や情報が非公開の場合でも、登録者に連絡が到達することを保全する中で、そのための細かなことが記載されている、(前村)
- ・ 問題意識は我々と一致しているのではないか、すなわち、DRP 運用のためには、本当の係争対象者になるべき人に、紛争に巻き込まれていて、権利を失う可能性があり、手続きに参加してもらわなければ困るが、その支障になる可能性が、このサービスにあり、問題となるということ。(早川)
- ・ シンポジウムの中でも、公開代行サービスと DRP の関係の話は出てくるので、ICANN でも同じ問題意識が共有されていて、検討されていることを紹介するくらいで、それ以上のことは考えにくいのでは。(早川)
- ・ 裁定の報告書の中でも、情報公開代行サービス論点として挙げており、総括として、申立人の利益と「真の登録者」の手続保証の双方を確保しようとする UDRP での扱いを参考に、JP-DRP、ドメイン名登録規則等の改正による対応が必要と思われる。としており、最終的に我々の仕事としては、JP-DRP との関係はどうするのかを検討する必要があるのではないか。(井上)
- ・ DRP の検討委員会の範疇もあり、それを超える範囲もあるのではないか。(早川)
- ・ 電子化による手続きを考えると、これまで 3 回あった郵送が 1 回だけになるので、気付く機会が減り、手続き参加に影響が出る可能性があるのではないか。(山口)
- ・ この論点は、シンポジウムの議題でもあり、引き続き議論の対象でもあると思うが、本日はこま

で良いか。(井上)

- ・ 今後の公開代行サービスに関する検討課題とすることで良い。(林)
- ・ 継続する議論として扱う。(井上)

## 2019 年度 JP-DRP 裁定例検討報告書 はじめに から

### 8. 情報公開代行サービス

「HANKYU-JUTAKU.JP」事件 (JP2012-0003) では、情報公開代行サービスが利用されたケースにおける「登録者」は誰かが問題となったところ、パネル裁定は、JP-DRP、ドメイン名登録規則等の各規定を引用した上で、whois データベース上の登録者 (情報公開代行サービスの提供者) を被申立人である「登録者」として扱うべきであるとした。その上で、同事件では、被申立人は、自らが「真の登録者」ではなく答弁する地位にないとして実質的な反論を行わなかったことから、パネル裁定は「本件登録者はその存在について何ら実質的な主張を行わない」ことを大きな理由として第二要件及び第三要件を充足することを認めた。この問題については、情報公開代行サービスの存在を前提に、申立人に対し「真の登録者」の情報を開示し、申立人に対し、申立書に「真の登録者」の情報を反映させるよう促すなどして、申立人の利益と「真の登録者」の手續保証の双方を確保しようとする UDRP での扱いを参考に、JP-DRP、ドメイン名登録規則等の改正による対応が必要と思われる。

## 2019 年度 JP-DRP 裁定例検討報告書 「HANKYU-JUTAKU.JP」事件(JP2012-0003)

### 「HANKYU-JUTAKU.JP」事件 (JP2012-0003) (阪急電鉄株式会社 v. GMO インターネット株式会社)

#### 1. 事実概要

ドメイン名の所有者の住所・氏名等は、「whois」と呼ばれるデータベースに登録され、公開される。そして、多くのドメイン名登録事業者は、住所・氏名等の公開を嫌うドメイン名登録者のために、ドメイン名の取得を希望する顧客 (以下「真の登録者」) に代わってドメイン名登録事業者自身の名義でドメイン名を取得し、ドメイン名登録事業者の住所・氏名等が whois データベースに公開されるようにするサービスを提供しており、一般に、「情報公開代行サービス」などと呼ばれる。

本件の申立人は、後述の訴訟等を通じて、問題となったドメイン名「HANKYU-JUTAKU.JP」(以下「本件ドメイン名」という。)の「真の登録者」は「阪急住宅株式会社」(裁定文中では「申立外会社」と呼ばれている。)であることを知っていたようであるが、「真の登録者」が情報公開代行サービスを利用しており、GMO の名前が登録者として whois データベースに表示されていたため、「お名前.com」等の各種ドメイン名登録事業を運営している GMO インターネット株式会社 (以下「GMO」という。)を「登録者」(被申立人)として、本手續を申し立てた。

事案の性質に鑑み、はじめに主要な事実経緯を示す (年はいずれも 2012 年 (平成 24 年) である)。

- 1月11日 申立
- 2月13日 申立外阪急住宅株式会社が、「上申書」を提出
- 2月17日 GMOが答弁書及び上申書を提出
- 2月24日 パネリスト1名（弁護士）選任。  
※「申立人は1名のパネルによって審理・裁定されることを選択。」
- 3月1日 裁定パネルは、申立人及び登録者に対し、それぞれ次の事項に関する追加陳述及び書類の提出を求めた  
申立人に対し：  
1 登録者の如何なる行為が、紛争処理方針4条 a. (iii) の事由（登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること）に該当する行為となるのかについて、その論理構成に関する申立人の主張を補充した陳述及び書類  
2 申立人と申立外阪急住宅株式会社との間における訴訟係属の有無とその具体的内容を記載した陳述および書類  
登録者に対し：  
1 申立書の陳述・主張内容に対する答弁・反論、及び問題とされているドメイン名の登録を登録者が保有できることについてのすべての理由・根拠を記載した陳述及び書類  
2 登録者と申立外阪急住宅株式会社との間における「whois 情報公開代行サービス」に係る利用規約その他の契約条項を記載した書類・申立人と申立外阪急住宅株式会社との間における訴訟の有無とその具体的内容を記載した陳述及び書類
- 3月7日 申立人及び登録者の双方が追加陳述書及び書証を提出
- 3月8日 申立人及び登録者に対し、再反論があれば、3月15日までに提出するよう求めた
- 3月13日 申立外阪急住宅株式会社が上申書を提出
- 3月15日 登録者が追加陳述書を提出
- 3月30日 裁定

なお、申立人と阪急住宅株式会社の間には、不正競争行為の差止等を求める訴訟事件が係属しており、本裁定がなされた後の2012年（平成24年）年9月13日付けで、被告に対し「阪急住宅株式会社」の使用差止等を命ずる判決がなされている（大阪地裁平成23年（ワ）第15990号）。

## 2. 裁定要旨

ドメイン名「HANKYU—JUTAKU. JP」の登録を取り消せ

以下は、裁定文をほぼそのまま掲げる。

### (1) 登録者

#### (a) 当事者の主張

「本件登録者（評釈者注：GMOのこと）は、自らを本件ドメイン名の「真の登録者」ではなく、

本件ドメイン名は本件登録者が提供するドメイン名登録サービスを通して、申立外阪急住宅株式会社（以下、「申立外会社」という。）が実質的に登録したドメイン名であるから、「真の登録者」は申立外会社であり、申立外会社を本件紛争処理手続においても当事者として取扱うか、あるいは本件申立を不適切なものとして却下すべきと主張するため、まずこの点について判断する。」（下線は評釈者による）

(b) 当パネルの判断

(i) 「汎用 J P ドメイン名の登録者となる者は、株式会社日本レジストリサービス（以下、「J P R S」という。）が定める汎用ドメイン名登録等に関する規則（以下、「登録規則」という。）に従って申請を行うものであるところ、登録規則第 3 7 条では、当該ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意して登録を行うものである旨規定されている。したがって、紛争処理方針に基づく紛争処理手続は、登録者の同意に基づくものであり、また当該同意があるからこそ、裁判外紛争処理制度としてはじめて機能するものである。

紛争処理方針は第 4 条柱書において、「本条は、登録者が、この J P ドメイン名紛争処理手続に  
応じなければならない紛争を定めたものである。」と規定し、同条 a は「適用対象となる紛争」として、「第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立があったときには、登録者はこの J P ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。」とし、

「(i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること、(ii) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと、(iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」と規定している。

ここで「登録者」とは J P R S においてドメイン名の登録をした者をいうところ（紛争処理方針第 1 条）、ドメイン名の登録申請者は、登録申請時にその本人性を含む登録申請事項が正確かつ真実であることを表明保証し（登録規則第 7 条第 1 項）、登録されたドメイン名については登録者名を含む所定の事項が公開される（登録規則第 1 9 条）。そして、紛争処理方針第 4 条による J P ドメイン名紛争処理手続の係属中、「登録者」は当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない（紛争処理方針第 8 条 (i)）。これは、自らを「登録者」として公開した者が、紛争処理手続の申立てをされた場合に、直ちに登録を移転することにより自らの責任を逃れようとすることを防止する趣旨である。

これらに加えて、紛争処理方針第 2 条によれば、「登録者」はドメイン名の登録申請に際し、J P R S に対して、登録申請書に記載した陳述内容が、完全かつ正確であることを告知し（同条 (a)）、当該事項が事実でなかった場合、「登録者」は紛争処理方針に従ってドメイン名登録の移転または取消の不利益を受ける場合があることに同意する旨規定していることに鑑みれば、「登録者」が自らを登録者として登録申請書に記載した以上、登録規則という契約上の関係で結ばれた者として、紛争処理手続に服するとともに、その手続の結果として生じる不利益を受けるべき者は、「登録者」以外にないということは明らかである。

上記各規定に鑑みれば、紛争処理方針第 4 条 a (i) から (iii) を主張して手続規則に従って申立てが行われた場合、自らの本人性を含む登録事項が正確かつ真実であることを表明保証し、「登

録者」として公開された者が、紛争処理手続の申立て後に「真の登録者」が別にいるとして、紛争当事者となることを免れることは許されない。

本件において申立人は、紛争処理方針第4条a (i) から (iii) を主張して手続規則に従って申立てを行っているのであるから、同条柱書に基づき、本件登録者が当事者である。」（下線は評釈者による）

(ii) 「また、本件登録者は、本件ドメイン名のwhois検索結果の登録者名及び公開連絡窓口として本件登録者の名称及び連絡先等が表示されているのは、申立外会社が本件登録者の提供する「Whois情報公開代行サービス」と称するサービス（以下、「情報公開代行サービス」という。）を利用しているためであり、申立人もこの事実を認識しており、仮に申立人が申立外会社に有効かつ十分な答弁の機会を与えない目的で、本件登録者を当事者として本件申立を行っているとするれば、当該不適切な申立は却下されるべきであると主張する。

しかし、本件申立前において申立人が本件登録者に対して登録の経緯及び申立外会社による使用の経緯の説明を求めたものの...、本件登録者は「真の登録者」が誰であるか一向に明らかにしなかった...。そのため、申立人はJPRSに対して誰を紛争当事者たる登録者として申立てを行うべきか確認し...、当該確認結果に沿って申立てを行うこととなった。かかる経緯に鑑みれば、申立人が申立外会社に有効かつ十分な答弁の機会を与えない目的で本件申立てを行っているとは認められない。これに対して、本件登録者は、本件申立がなされた後になって初めて「真の登録者」の存在を主張し、本件申立による紛争処理手続の当事者ではないと主張したのであるから、本件申立の前後において矛盾する態度を示している。かかる事実に基づけば、本件登録者の当該主張は、紛争処理方針及び紛争処理手続の定めるところに沿わないだけでなく、その主張には合理的な理由が見いだせない。」

(iii) 小括

「以上より、本件登録者が、本件における申立の相手方たる「登録者」となる。」（下線は評釈者による）

(2) 申立人表示と登録者ドメイン名の類似

(a) 当事者の主張

(i) 申立人の主張

「申立人は、「阪急」、「HANKYU」、「H a n k y u」及び「はんきゅう」の申立人表示が周知著名であること、申立人が「阪急」、「HANKYU」、「H a n k y u」及び「はんきゅう」について商標登録を受けており、現在は申立人の親会社から許諾を受けて使用していること、並びに、当該申立人表示及び商標と、本件ドメイン名の要部「HANKYU」とが類似しており、申立人表示の著名性も考え合わせると、混同の恐れがあることがあることを主張する。」

(ii) 本件登録者の主張

「これに対して本件登録者は、自らが「誠の登録者」ではなく答弁する地位にないとして実質的

な反論を業わない。」（下線は評釈者による）

(iii) 「以上の主張に基づき、以下の通り判断する。」

(b) 当パネルの判断

(i) 「本件登録者が実質的な反論を行わないところにおいて、当事者から提出された証拠及び公知の事実によれば、申立人の主張に沿った事実が認められる。」

(ii) ドメイン名に関係する権利または正当な利益の不存在

「申立人は、年間輸送人員約6.05億人、年間運賃収入約897億円（2009年度）の大手民営鉄道会社である…。

かかる申立人は、「阪急」、「HANKYU」、「H a n k y u」又は「はんきゅう」の商標（以下、「申立人商標」という）について、合計33の指定役務について商標登録を受けており…、現在は当該各登録商標について、申立人の持株会社である阪急阪神ホールディングス株式会社が保有し、申立人は同社から使用許諾を受けている。

また、申立人は、その商号を阪神急行電鉄株式会社と称していた大正7年以降、「阪急」の名称（申立人表示）を、ビル名、百貨店名、プロ野球球団名及び野球場名等に、広く略称として用いていた…。さらに、申立人は昭和48年には正式社名を「阪急電鉄株式会社」と改称し…、申立人の「阪急」の表示は、申立人の鉄道事業・沿線開発に伴う各種事業の発展に伴い申立人の関連事業を示す表示としても広く使用され、現在では申立人を中心として、運輸、各種サービス業を主体にグループ各社が申立人表示を使用して営業活動を行っている…。

以上のような申立人商標及び申立人表示についての申立人による使用期間及び使用範囲に鑑みると、申立人商標及び申立人表示は、日本国内において申立人の商品等表示として使用されると共に、申立人を中核とした企業グループの基幹となる商品等表示として広く全国的に認識されていた。このような状況に鑑みれば、少なくとも平成22年10月4日における本件ドメイン名の登録時には、申立人商標及び申立人表示は既に著名となるに至っており、高い顧客吸引力を有していたと認められる。

したがって、申立人には、申立人商標及び申立人表示の使用を継続する正当な利益がある。」

(iii) 不正の目的での登録または使用

「本件ドメイン名は「HANKYU-JUTAKU.JP」であるところ、「.JP」の部分はトップレベルドメインであって国別コードの日本を意味し、使用主体が属する国を表示するものに過ぎない。

次に、「HANKYU-JUTAKU」のうち、「-」は「HANKYU」と「JUTAKU」を分離する記号であり、また「JUTAKU」の部分は、「-」により「HANKYU」から分離され、住宅という業種を意味する一般名称であるから、識別力が希薄である。したがって、本件ドメイン名において第三者の商標又は商品等表示との間で自他識別力を有する部分というのは「HANKYU」と考えられる。

本件ドメイン名の「HANKYU」と、申立人が正当な利益を有する申立人商標のうち「HANKYU」及び「Hankyu」は、外観、称呼及び観念共に同一又は類似である。また、申立人表示「阪急」や申立人商標のうち「阪急」及び「はんきゅう」は、「HANKYU」と称呼が同一である。また、外観は異なるものの、「はんきゅう」という称呼を通じて商品等表示として観念される語は、「阪急」だけであるので、本件ドメイン名の要部「HANKYU」と申立人表示「阪急」、「はんきゅう」とは、称呼を通じてその意味内容を容易に想起しうることに鑑みれば、観念においても類似していると認められる。

当該同一又は類似性に加え、上記申立人表示の著名性を前提とすれば、取引者、需要者は、本件ドメイン名から、申立人と本件登録者とを同一営業主と混同を引き起こしかねず、又は両者間にいわゆる親会社、子会社の関係若しくは系列関係等の何らかの営業上の関係があるものと混同を引き起こしかねない。

したがって、本件ドメイン名は、申立人が正当な利益を有する商標及び申立人表示と同一又は混同を引き起こすほど類似と認められる。」（下線は評釈者による）

### (3) 不正の目的での登録または使用

#### (a) 当事者の主張

##### (i) 申立人の主張

「申立人は、本件登録者は申立人とは一切の資本関係、取引関係、業務提携関係等に立たず、申立人が本件登録者に対して、前記商標等の使用を許諾した事実もない以上、本件登録者が当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないと主張する。」

##### (ii) 本件登録者の主張

「これに対して本件登録者は、自らが「真の登録者」ではなく答弁する地位にないとして実質的な反論を行わない。」（下線は評釈者による）

#### (b) 当パネルの判断

「②権利または正当な利益については、その存在について登録者による主張が予定されているところ（紛争処理方針第4条c参照）、本件登録者はその存在について何ら実質的な主張を行わない。」（下線は評釈者による）

したがって、本件登録者がドメイン名について権利または正当の利益を有しているとは認められない。」（下線は評釈者による）

### (4) 不正の目的での登録または使用

#### (a) 当事者の主張

##### (i) 申立人の主張

「申立人は、申立人表示が著名であること、及び申立外会社が本件ドメイン名を使用したホームページにおいてビジネスを本格開始していることから、申立外会社が本件ドメイン名を使用して、周知著名な申立人表示の名声ないし社会的評価を利用して当該サイトに誘導して、自己の営業への

勧誘を行うことで営業利益を獲得させようとしたものであり、不正の目的での使用に該当すると主張する。

また、申立人は、ドメイン名につき権利を侵害された者は、JPRSのドメイン名登録情報検索サービスで登録者を確認し、登録者に対して日本知的財産仲裁センターにドメイン名に関する申立てを行うところ、本件登録者が「真の登録者」は自分でなく別にいると主張することは、当該ドメイン名紛争処理制度の根幹となるJPRSの当該情報検索サービスにおいて虚偽の表示を情報公開しているに等しく、かつ本件登録者が指定事業者であり自ら本件ドメイン名を使用する可能性は全くないにもかかわらず当該虚偽表示をしていること自体が本件ドメイン名につき権利を侵害された者が権利行使をすることを妨害ないし困難にする目的で行っている登録行為であり、不正目的による登録であると主張する。

加えて、申立人は、本件登録者が指定事業者として登録されれば申立人の商標・商品等表示と混同を生じることが明らかな申立人表示と類似の本件ドメイン名について登録を援助すべきでないにもかかわらずこれを援助し、上記虚偽の情報公開を行う一方で本件ドメイン名を使用させており、これにより不正目的によるドメイン名使用者のドメイン名の取得に加担することにより、自らも登録サービスに対する対価を得て商業上の利益を得ている点で、不正目的による登録であると主張する。

さらに、申立人は、本件登録者が上記のとおり本件ドメイン名登録を援助すべきでないにも関わらず、申立外会社が上記のとおり不正目的で本件ドメイン名を使用することを知りながらあえて申立外会社に対して本件ドメイン名を使用させている行為は本件登録者が本件ドメイン名を使用したというに等しく、不正目的での使用に該当すると主張する。（下線は評釈者による）

## (ii) 登録者の主張

「これに対して本件登録者は、自らが「真の登録者」ではなく具体的な答弁・陳述をする地位にないと主張しつつ、仮に登録者であるとしても、申立人の主張は失当であると主張する。

また、本件登録者はドメイン名登録者の情報保護のための必要なサービスとして情報公開代行サービスを提供しているにすぎず、ドメイン名紛争又はそれに類する訴訟等の対象となった場合においてはじめて情報公開代行サービスに関する「真の登録者」との間における契約関係を解除し、「真の登録者」情報をwhois上で開示する（当該ドメイン名を「真の登録者」に移転するという趣旨であると考えられる。）という運用を行っており、本件登録者に不正の目的は存在しないと主張する。

更に本件登録者は、指定事業者としてドメイン名の登録申請の受付において登録しようとするドメイン名が第三者の権利を侵害しているかどうかの実体審査権利及び義務はなく、またオンラインによる簡便な登録が前提となっているドメイン登録制度において、申立人が主張する運用は現実的に不可能であるから、ドメイン名に関する登録申請の受付において第三者の権利侵害性等に関する実体審査義務があることを前提に、当該審査を実施せずに行った本件ドメイン名の登録及び使用が不正目的によるものであるという申立人の主張は失当であると主張する。（下線は評釈者による）

## (b) 当パネルの判断



(i) 申立外会社による本件ドメイン名の使用

「本件ドメイン名は、現在、申立人の競業者である申立外会社により使用され、本件ドメイン名を使用した、URL「<http://www.hankyu-jutaku.jp/>」において、「阪急住宅株式会社」と題するウェブサイトが公開されている…。そして、同ウェブサイトでは、「日本の不動産を中国人に効果的且つ円滑に販売・仲介・管理します」との広告が出されており、2010年10月27日より、中国富裕層向け日本不動産投資ビジネスを本格開始していることが記載されている…。しかしその一方で、申立人商標及び申立人表示が、日本国内において申立人の商品等表示として使用されると共に、申立人を中核とした企業グループの商品等表示として広く全国的に認識され、少なくとも平成22年10月4日における本件ドメイン名の登録時には著名となるに至っており、高い顧客吸引力を有していたと認められることは上記のとおりである。

また、本件ドメイン名から、申立人と本件登録者とを同一営業主体と混同を引き起こしかねず、又は両者間にいわゆる親会社、子会社の関係若しくは系列関係等の何らかの営業上の関係があるものと混同を引き起こしかねないことは上記のとおりである。

申立人表示の著名性の高さ、それに伴う名声及び顧客吸引力の大きさからすると、本件登録者が実質的な反論を行わない以上、当該顧客吸引力を認識していたか、認識しえたものと認められる。このような状況に鑑みると、申立外会社が、上記の通り、本件ドメイン名を使用して、著名な申立人商標及び申立人表示の顧客吸引力を利用して、本件登録者の上記ウェブサイトへ誘導して、自己の営業への勧誘を行うことで営業利益を獲得しようとしたものと理解せざるをえない。よって、申立外会社が、紛争処理方針4条b(iv)の「商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについての誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき」に該当すると認められ、申立外会社による本件ドメイン名の不正目的による使用があるものと認められる。」(下線は評釈者による)

(ii) 本件登録者による不正目的による登録又は使用

「本件登録者は、申立外会社が本件登録者の提供するドメイン名の登録サービスを通じて本件登録者に本件ドメイン名の登録を委託し…、また当該サービスの一環として申立外会社の情報に代えて本件登録者の情報をwhois情報として開示する情報公開代行サービスを、申立外会社に対する契約に従って提供したことにより本件登録者となったものである…。

本件登録者は、JPドメイン名の指定事業者として、申立人商標及び申立人表示と混同を引き起こしかねない本件ドメイン名について、登録サービスを行い、かつ情報公開代行サービスを行っている。しかし、このような情報公開代行サービスは、結果として不正目的によるドメイン名の使用者の行為を助長するばかりか、登録者を隠れ蓑として、権利者からのドメイン名の登録の取消等の権利行使を妨害することを許すことになっている。これは、登録者が登録時に不正目的でドメイン名の登録又は使用しないことを告知する義務(紛争処理方針第2条(c))に違反するだけでなく、登録規則に基づく契約上の登録者の責任として不正目的による登録又は使用が紛争処理手続によって争われる場合にはその手続に服するという紛争処理方針の趣旨を没却せしめるものである。

現に、本件登録者は、申立人から本件ドメイン名の登録の経緯及び申立外会社による使用の経緯の説明を求められた際…、「真の登録者」が誰であるか一向に明らかにせず…、申立人による権利行使を妨げている。他方で、本件登録者は、情報公開代行サービスを魅力とする不正目的による本件ドメイン名の使用者から、登録サービス及び情報公開代行サービスの対価を受けることにより…、自らの営業利益を増大させることも可能となる。

上記のとおり、申立人商標及び申立人表示は本件ドメイン名の登録時点において著名であり、高い顧客吸引力を有していたところ、その著名性に鑑みれば、本件ドメイン名が登録されれば申立人商標及び申立人表示と混同を引き起こしかねないものであった。登録者が登録申請に際し、不正の目的でドメイン名を登録又は使用していないことを告知すべき義務を負っていることに鑑みれば（紛争処理方針第2条（c））、申立外会社が本件ドメイン名を使用することの認識を有していた本件登録者としては、登録され使用されれば申立人の商標・商品等表示と混同を引き起こすほど申立人表示と類似の本件ドメイン名について、申立外会社による上記不正の目的の有無を確認し、登録サービス及び情報公開代行サービスの提供を拒絶するべきであったといえる。

この点について、本件登録者は、ドメイン名登録自体において第三者の権利を侵害しているかどうかの実体審査の権利及び義務はないと主張するが、ここで問題とされるべきは第三者に対する権利侵害性そのものではなく、登録サービス及び情報公開代行サービスを提供して自ら登録者になる事業者が、登録者として負うべき不正目的での登録又は使用でないことに関する告知義務をドメイン名登録時に負う以上、自らのサービスを提供する申立外会社に対しても不正目的での使用をしない義務を課し、その内容を確認することが、登録者になる事業者の義務として当然に必要となるというだけのことであって、何ら第三者の権利侵害に対する実体的審査を前提にするものではない。つまり、本件登録者による上記確認及び拒絶義務は、自らを登録者として登録申請を行う際の上記告知義務を前提として生じるものであり、指定事業者としての登録申請の受付における実体審査義務の有無とは無関係である。情報公開代行サービスの提供により本件登録者の情報をwhois情報として開示すること自体は禁止されていないものの、そうであるからといって、上記告知義務並びに当該義務を前提として派生する確認及び拒絶義務から免れることが許されるものではない。従って、本件登録者の主張には理由がない。

以上述べたような立場にあるにも拘わらず、自らの登録者としての立場をそもそも否定しつつ、当該各サービスを提供し、当該各サービスに対する対価を受け取っている点において、本件登録者には本件ドメイン名の登録申請時点で不正の利益を得る目的があったというべきであり、登録者の行為自体において本件ドメイン名の登録又は使用において「不正の目的」が認められる。即ち、本件登録者は登録サービス及び情報公開代行サービスを申立外会社に提供し、申立外会社より対価を受けて本件ドメイン名を「登録」し、申立外会社に本件ドメイン名の使用を許諾し、使用させているという意味で、本件ドメイン名を「使用」している。

以上のより、本件登録者についても、不正の目的で本件ドメイン名を登録し、使用しているものと認められる。」（下線は評釈者による）

### 3. 解説

(1) 情報公開代行サービスが利用されたケースにおける「登録者」は誰か。

冒頭に述べたように、本件における whois データベース上の登録者は GMO であったが、「真の登録者」は「阪急住宅株式会社」であった。このような状況下において、JP-DRP 手続上、誰を手続の被申立人である「登録者」と扱うべきか。本裁定パネルは、JP-DRP、ドメイン名登録規則等の各規定を丁寧に引用し、GMO を、被申立人である「登録者」として扱うべきであると判断した。

現在の諸規定を前提とする限り、「真の登録者」を被申立人と扱うすべはなく、この判断は妥当と考えられる。

### (2) 情報公開代行サービスが利用されたケースにおける被申立人の行動規範

ところが、GMO は、自らが「真の登録者」ではなく答弁する地位にないとして実質的な反論を行わなかった。

情報公開代行サービスを利用する「真の登録者」は、住所・氏名等の情報が非公開とされることを希望してそのサービスを利用したのであって、ドメイン名紛争解決手続が申し立てられたときに、被申立人である GMO が反論の機会を実質的に放棄することまでは通常予想していないように思われる。よって、GMO は、「真の登録者」である「阪急住宅株式会社」の意向を聞き、それを主張として代弁すべきであった。特に、本件裁定パネルは、GMO に対し、「登録者と申立外阪急住宅株式会社との間における「whois 情報公開代行サービス」に係る利用規約その他の契約条項を記載した書類・申立人と申立外阪急住宅株式会社との間における訴訟の有無とその具体的内容を記載した陳述及び書類」の提出を求めたのだから、GMO はこれに従って対応すべきだったのであり、実質的な反論を行わなかったのは、ドメイン登録業者として適切な態度とは思われない。

なお、GMO は、「ドメイン名紛争又はそれに類する訴訟等の対象となった場合においてはじめて情報公開代行サービスに関する「真の登録者」との間における契約関係を解除し、「真の登録者」情報を whois 上で開示する（当該ドメイン名を「真の登録者」に移転するという趣旨であると考えられる。）という運用を行って（いる）」と主張している。しかし、ドメイン名紛争解決手続の係属中は、申立を受けたドメイン名の移転は禁止される（紛争処理方針 8 条）から、GMO の「運用」は実際にはワークせず、GMO は被申立人の地位から逃れることはできない。この点でも、GMO の態度は妥当だったとは思われない。

### (3) 情報公開代行サービスが利用されたケースにおける裁定パネルの行動規範

本件の裁定パネルは、第三要件の充足性を判断するにあたり、「真の登録者」による本件ドメイン名の使用が不正目的によるものであったと認定するにとどまらず（この認定自体は、本件事案に照らし適切なものと思われる）、登録者である GMO についても、「自らの登録者としての立場をそもそも否定しつつ、当該各サービスを提供し、当該各サービスに対する対価を受け取っている点において、本件登録者には本件ドメイン名の登録申請時点で不正の利益を得る目的があったというべき」などと述べて、不正目的により本件ドメイン名を使用していたと結論づけている。

しかし、「Whois への個人情報の公開を控えることでプライバシーを保護」

(<https://www.gmo.jp/news/article/?id=5985>) するという情報公開代行サービスは、それほど悪徳なものであろうか。プライバシーを保護しようとする同サービスの目的は、否定されるべきではないように思われる。

問題は、登録者が「真の登録者」の意向を適切に代弁しない場合に、「真の登録者」の手続保証をどう図るかである。にもかかわらず、本裁定パネルが、「本件登録者はその存在について何ら実質的な主張を行わない」ことを大きな理由として、第二要件と第三要件を認めたことには、強い違和感を覚える。

#### (4) UDRP での取り扱い

ここで、UDRP における取り扱いを見てみたい。「WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition」<sup>1</sup>には、「privacy or proxy registration service」について、以下の記載がある（下線はいずれも評釈者による）。

#### **4.4 How is respondent identity assessed in a case involving a privacy or proxy registration service?**

Paragraph 1 of the UDRP Rules defines the respondent as “the holder of a domain name registration against which a complaint is initiated.” In many cases however, the named respondent listed in the WhoIs register is not a person or corporation, but a “privacy” or “proxy” registration service. Regarding the latter, paragraph 4(b) of the UDRP Rules provides that:

“Any updates to the Respondent’s data, such as through the result of a request by a privacy or proxy provider to reveal the underlying customer data, must be made before the two (2) business day period concludes or before the Registrar verifies the information requested and confirms the Lock to the UDRP Provider, whichever occurs first. Any modification(s) of the Respondent’s data following the two (2) business day period may be addressed by the Panel in its decision.”

##### **4.4.1 WIPO Center practice**

As a matter of panel-endorsed practice, in cases involving a privacy or proxy registration service initially named as the respondent, on timely receipt from the registrar (or privacy or proxy service) of information relating to an underlying or beneficial registrant, further to its compliance review and case notification responsibilities, the WIPO Center will (a) provide any disclosed underlying registrant information to the complainant, and (b) invite the complainant to amend the complaint to reflect such information.

Noting the definition of “respondent” in the UDRP Rules, where underlying registrant information is disclosed/provided to the complainant, the complainant chooses not to amend its complaint, and instead to retain the WhoIs-listed registrant as the named respondent, the WIPO Center would not normally treat this as a complaint deficiency. Complainants do however tend to amend their complaints in such scenarios to reflect any disclosed underlying registrant information, in particular to avoid raising possible decision enforcement questions by the registrar.

##### **4.4.2 Adding or replacing the respondent**

When provided with underlying registrant information which differs from the respondent named in the complaint, a complainant may either add the disclosed underlying registrant as a co-respondent, or replace the originally named privacy or proxy service with the disclosed underlying registrant. In either event, complainants may also amend or supplement certain substantive aspects of the complaint (notably the second and third elements) in function of any

---

<sup>1</sup> <http://www.wipo.int/amc/en/domains/search/overview3.0/#item44>

such disclosure. [See also section 4.11.2.]

#### **4.4.3 Mutual jurisdiction**

Noting the possibility for a respondent to commence a legal proceeding in one of two complainant-elected “mutual jurisdictions” (the location of the registrar’s principal office, or the registrant’s address shown in the WhoIs database at the time the complaint is submitted), when amending a complaint pursuant to disclosure of an underlying registrant, complainants will sometimes amend the mutual jurisdiction section of their complaint.

#### **4.4.4 Complaint notification**

Irrespective of the entity or entities ultimately recorded by the panel as the respondent(s) in a particular case, in satisfying its notification obligations, the WIPO Center practice provides notice of the complaint to all available registrant contacts including the privacy or proxy service and any underlying registrant.

#### **4.4.5 Panel discretion**

In all cases involving a privacy or proxy service and irrespective of the disclosure of any underlying registrant, the appointed panel retains discretion to determine the respondent against which the case should proceed.

Depending on the facts and circumstances of a particular case, e.g., where a timely disclosure is made, and there is no indication of a relationship beyond the provision of privacy or proxy registration services, a panel may find it appropriate to apply its discretion to record only the underlying registrant as the named respondent. On the other hand, e.g., where there is no clear disclosure, or there is some indication that the privacy or proxy provider is somehow related to the underlying registrant or use of the particular domain name, a panel may find it appropriate to record both the privacy or proxy service and any nominally underlying registrant as the named respondent.

#### **4.4.6 Undisclosed/uncertain underlying beneficial registrant**

Particularly noting UDRP paragraph 8(a), panels have found that where a “disclosed” registrant is in turn what appears to be yet another privacy or proxy service (sometimes referred to as a “Russian doll” scenario) or prima facie appears to be a false identity, such multi-layered obfuscation or possible cyberflight may support an inference of a respondent’s bad faith, e.g., in an attempt to shield illegitimate conduct from a UDRP proceeding.

A number of panels have also made reference to paragraph 3.7.7.3 of the ICANN Registrar Accreditation Agreement which states that a WhoIs-listed registrant (referred to as the “Registered Name Holder”) accepts liability for any use of the relevant domain name unless it timely discloses the contact information of any underlying beneficial registrant. [See generally section 3.6.]

つまり、情報公開代行サービスが利用されているケースにおいて、WIPO は申立人に対し「真の登録者」の情報を開示し、申立人に対し、申立書に「真の登録者」の情報を反映させるよう促す。申立人は、「真の登録者」を被申立人として追加してもよいし、当初被申立人とした登録者と置換してもよい。いずれの場合も、申立人は、特に第二要件と第三要件について、主張の変更や補充を行うことも可能である。また、いずれの場合も、WIPO 仲裁調停センターは、情報公開代行サービスを提供している業者と「真の登録者」の双方に通知を行う。裁定パネルは、誰を被申立人と扱うかについての裁量を有し、情報公開された「真の登録者」がさらに情報公開代行サービスを利用しているケース（「ロシア人形」のケース）や、「真の登録者」の情報が虚偽のものと認められる場合には、被申立人側の不正な目的を認定する一材料としてよいとされている。

このように、UDRP は、情報公開代行サービスの存在を前提に、申立人の利益と「真の登録者」の継続保証の双方を確保しようとしていると評価できよう。

なお、2015 年（平成 27 年）7 月 31 日付けで、統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の 4. (b) も以下のように改訂されており、手続的な手当もなされている（下線はいずれも評釈者による）。

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則（最終改正 2017 年 7 月 1 日） <sup>2</sup>	Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (the "Rules") <sup>3</sup>
<p>第 4 条 申立書の送付</p> <p>a. 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領から 5 日（営業日）以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p> <p>b. 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領から 5 日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該申立ては取り下げたものとみなされる。ただし、当該申立てを取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p>c. 手続開始日は、紛争処理機関が、第 2 条(a)により申立書を登録者に送付した日とする。</p> <p>d. 紛争処理機関は、申立ての対象となっているドメイン名とその手続開始日を、申立人、登録者、JPNIC 及び JPRS に直ちに通知しなければならない。</p>	<p>4.Notification of Complaint</p> <p>(a) The Provider shall submit a verification request to the Registrar. The verification request will include a request to Lock the domain name.</p> <p>(b) Within two (2) business days of receiving the Provider's verification request, the Registrar shall provide the information requested in the verification request and confirm that a Lock of the domain name has been applied. The Registrar shall not notify the Respondent of the proceeding until the Lock status has been applied. The Lock shall remain in place through the remaining Pendency of the UDRP proceeding. <u>Any updates to the Respondent's data, such as through the result of a request by a privacy or proxy provider to reveal the underlying customer data, must be made before the two (2) business day period concludes or before the Registrar verifies the information requested and confirms the Lock to the UDRP Provider, whichever occurs first.</u> Any modification(s) of the Respondent's data following the two (2) business day period may be addressed by the Panel in its decision.</p> <p>（公式訳：(b)プロバイダの検証要求を受領してから 2 日(営業日)以内に、レジストラ</p>

<sup>2</sup> <https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01220.html>

<sup>3</sup> <https://www.icann.org/resources/pages/udrp-rules-2015-03-11-en>

は、検証要求で要求された情報を提供し、ドメイン名のロックが適用されていることを確認するものとします。レジストラは、ロック状態となるまで、申立人に手続きを通知しないものとします。ロック状態は、UDRP の審議の係属期間中維持されるものとします。プライバシーまたはプロキシプロバイダによる要求の結果、基本顧客データが明らかになった時などに、相手方のデータを更新する場合は、2日(営業日)が経過するか、レジストラが要求された情報を検証し、UDRP プロバイダのロックを確認するまでのどちらか早い方までに更新しなければなりません。2日(営業日)経過後に相手方のデータを変更する場合は、変更するかどうかをパネルが決定した後に対処できません。)

(c) The Provider shall review the complaint for administrative compliance with the Policy and these Rules and, if in compliance, shall forward the complaint, including any annexes, electronically to the Respondent and Registrar and shall send Written Notice of the complaint (together with the explanatory cover sheet prescribed by the Provider's Supplemental Rules) to the Respondent, in the manner prescribed by Paragraph 2(a), within three (3) calendar days following receipt of the fees to be paid by the Complainant in accordance with Paragraph 19.

(d) If the Provider finds the complaint to be administratively deficient, it shall promptly notify the Complainant and the Respondent of the nature of the deficiencies identified. The Complainant shall have five (5) calendar days within which to correct any such deficiencies,

	<p>after which the administrative proceeding will be deemed withdrawn without prejudice to submission of a different complaint by Complainant.</p> <p>(e) If the Provider dismisses the complaint due to an administrative deficiency, or the Complainant voluntarily withdraws its complaint, the Provider shall inform the Registrar that the proceedings have been withdrawn, and the Registrar shall release the Lock within one (1) business day of receiving the dismissal or withdrawal notice from the Provider.</p> <p>(f) The date of commencement of the administrative proceeding shall be the date on which the Provider completes its responsibilities under Paragraph 2(a) in connection with sending the complaint to the Respondent.</p> <p>(g) The Provider shall immediately notify the Complainant, the Respondent, the concerned Registrar(s), and ICANN of the date of commencement of the administrative proceeding. The Provider shall inform the Respondent that any corrections to the Respondent's contact information during the remaining Pendency of the UDRP proceedings shall be communicated to the Provider further to Rule 5(c)(ii) and 5(c)(iii).</p>
--	---

(5) まとめ

情報公開代行サービスは、登録者のプライバシーを守る制度として一定の存在意義があり、本件パネルのように、これを「悪」と決めつけるのは妥当ではない。もっとも、本件における被申立人のように、ドメイン名紛争解決手続における「真の登録者」の手続保証に配慮しない業者が出てくることは避けられない。

この問題は、裁定パネルによる運用で解決できるものではなく、UDRPでの扱いを参考に、JP-DRP、



ドメイン名登録規則等の改正による対応が必要と思われる。

## ・2021年度「JPドメイン名紛争処理方針 (JP-DRP)」20周年記念シンポジウムから

「HANKYU-JUTAKU.JP」事件 (JP2012-0003) 弁護士・弁理士 山内貴博

### 被申立人は誰？

GMOの主張

- ・自分は「真の登録者」ではない
- ・「真の登録者」は阪急住宅株式会社である
- ・阪急住宅が被申立人になるべき。あるいは本申立を却下すべし

パネルの判断

- ・「登録者」として公開された者が、紛争処理手続の申立て後に「真の登録者」が別にいるとして、紛争当事者となることを免れることは許されない。
- ・登録者＝被申立人は、GMOである。

### 各要件に関する主張と判断

- ・第1要件 (同一又は混同を引き起こすほどの類似性)

GMOの主張：「真の登録者」ではなく答弁する地位にない→反論せず。

パネルの判断：第1要件充足

- ・第2要件 (権利または正当な利益の欠如)

GMOの主張：「真の登録者」ではなく答弁する地位にない→反論せず。

パネルの判断：「本件登録者はその存在について何ら実質的な主張を行わない。したがって、本件登録者がドメイン名について権利または正当の利益を有しているとは認められない。

- ・第3要件 (不正の目的での登録または使用)

阪急電鉄の主張：

阪急住宅は不正の目的あり

GMOの情報公開代行サービスは「虚偽の表示」であり、「権利を侵害された者が権利行使をすることを妨害ないし困難にする目的で行っている登録行為」であるから、不正目的あり

GMOの主張：

「真の登録者」ではなく答弁する地位にない

仮に登録者であるとしても、情報公開代行サービスはドメイン名登録者の情報保護のため

ドメイン名紛争又はそれに類する訴訟等の対象となった場合においてはじめて情報公開代行サービスに関する「真の登録者」との間における契約関係を解除し、「真の登録者」情報を whois 上で開示するという運用を行っている

## 考察

- ・ GMO は、阪急住宅の見解を「代弁」すべきであった。
- ・ 他方、パネルが、「情報公開代行サービス」それ自体を批判したのも妥当ではない。
- ・ UDRP では、「真の登録者」の情報を開示させ、申立人は「真の登録者」を被申立人に追加。  
WIPO は「誠の登録者」にも通知を行う（2015 年 7 月 31 日付改定）。→JP-DRP でも採用すべきではないか？

以上